

# 田原本町議会会議録目次

○4月28日

開会（午前10時00分）	3
町長招集挨拶	3
会期の決定（4月28日の1日）	3
会議録署名議員の選出（森井基容、安田喜代一、森 良子君）	4
選 第 2 号 やまと広域環境衛生事務組合議会議員の選挙について	4
議案の一括上程（報第3号より報第9号までの7議案について）	5
町長より提案理由の説明	6
質 疑	8
討 論	29
採 決	
報第 3号 平成26年度田原本町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告 （原案承認）	29
報第 4号 田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告 （原案承認）	29
報第 5号 田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告 （原案承認）	30
報第 6号 田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告 （原案承認）	30
報第 7号 田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告 （原案承認）	30
報第 8号 田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の	

	専決処分の報告（原案承認）	30
報第 9号	田原本町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告（原案承認）	31
	議長閉会挨拶	31
	町長閉会挨拶	31
	閉会（午前11時24分）	32

平成27年 第1回 臨時会

# 田原本町議会会議録

平成27年4月28日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

---

1, 出席議員 (13名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 欠員

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 森恵啓仁君

---

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 持田尚顕君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 寺田元昭君	産業建設部長 森博康君
秘書広報課長 岡本達史君	教育長 片倉照彦君

---

平成27年田原本町議会第1回臨時会議事日程

4月28日（火曜日）

- 開 会（午前10時）
- 町長招集挨拶
- 会期の決定
- 会議録署名議員の選出
- 選第2号 やまと広域環境衛生事務組合議会議員の選挙について
- 議案の一括上程（報第3号より報第9号までの7議案について）
- 町長より提案理由の説明
- 質 疑
- 討 論
- 採 決
- 議長閉会挨拶
- 町長閉会挨拶
- 閉 会

---

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開会

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成27年田原本町議会第1回臨時会を開会し、直ちに会議を開きます。

初めに、町議会議員であった松本宗弘氏が4月2日付けで辞職されたことで、議会運営委員会委員にも欠員が生じました。このため4月6日付けで田原本町議会委員会条例第8条第4項の規定に基づき、議長より吉田容工議員を議会運営委員に指名いたしました。また、同日に唐古鍵遺跡整備検討特別委員会の所属委員であった西川六男議員を清掃工場建設検討特別委員会に変更をする指名をいたしましたので、ここに報告いたします。

---

町 長 招 集 挨 拶

○議長（辻 一夫君） 町長より臨時会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成27年田原本町議会第1回臨時会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から町政発展のため、多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中、急遽の招集にもかかわりませずご出席を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて本臨時会では、既にご案内のとおり専決事項の報告及び欠員となっております、やまと広域環境衛生事務組合議会議員を組合規約第5条第3項の規定によりまして議会議員より選出をお願いする次第でございます。

何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

---

会 期 の 決 定

○議長（辻 一夫君） 会期の件についてお諮りいたします。本臨時会の会期は本日

1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

---

会議録署名議員の指名

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第126条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

2番、森井議員、3番、安田議員、4番、森議員、以上3名の方をお願いをいたします。

---

---

選第2号 やまと広域環境衛生事務組合議会議員の選挙について

○議長(辻 一夫君) 次に選第2号、やまと広域環境衛生事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(藤原庸雅君)

選 第2号

やまと広域環境衛生事務組合議会議員の選挙について

やまと広域環境衛生事務組合議会議員を選挙する。

平成27年4月28日

田 原 本 町 議 会

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。

やまと広域環境衛生事務組合議会議員の氏名については、事務局長をもって発表させます。

○議会事務局長(藤原庸雅君) 発表いたします。敬称は省略させていただきます。

やまと広域環境衛生事務組合議会議員

氏 名 ふる たて のり あき  
古 立 憲 昭

生年月日 昭和21年11月3日生まれ。

住 所 奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺166番地の14

以上でございます。

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。ただいま発表のありましたとおり、やまと広域環境衛生事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、古立議員がやまと広域環境衛生事務組合議会議員に当選されました。

当選されました古立議員が自席におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の旨を告知いたします。

---

---

議案の一括上程(報第3号より報第9号までの7議案について)

○議長(辻 一夫君) 次に報第3号、平成26年度田原本町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告から報第9号、田原本町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告までの7議案を議題といたします。

お諮りいたします。報第3号から報第9号までの7議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、報第3号、平成26年度田原本町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告から報第9号、田原本町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告までの7議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、議案の朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、平成27年田原本町議会第1回臨時会に提出させていただきました各議案につきまして、概要の説明を申し上げます。

まず、報第3号、平成26年度田原本町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告につきましては、補正予算額は250万円の増額で、予算総額は123億7,834万2,000円となります。

補正の内容といたしまして、総務費250万円の増額は、年度末に多額なふるさと応援寄附があったことに伴うふるさと応援基金積立金で、予算措置の時期の関係で、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月24日付けで専決処分したものでございます。

次に、報第4号、田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告、及び報第5号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成27年度の税制改正による「地方税法等の一部を改正する法律」



が平成27年3月31日に公布になり、平成27年3月31日及び4月1日に施行になる改正部分について、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日付けで専決処分したものでございます。

主な改正内容は、個人住民税における「ふるさと納税」の確定申告不要制度の創設、固定資産税、及び都市計画税における課税標準の特例の追加と3年に一度の評価替えに伴う適用年度の修正、軽自動車税において平成27年度から予定していた二輪車に対する税率の引き上げを1年延長し平成28年度からとする改正、及び一定の環境性能を有する軽四輪の軽減課税を平成28年度分に限り実施するものなどでございます。

次に、報第6号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法施行令の改正にあわせ国民健康保険税の、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の課税限度額を合計で81万円から85万円に引き上げ、及び均等割、平等割の軽減措置に係る軽減判定所得の算定式の一部を軽減対象世帯の拡大を図るために改正するもので、4月1日より施行となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日付けで専決処分したものでございます。

次に、報第7号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、報第8号、田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び、報第9号、田原本町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、各条例規定の基準となる厚生労働省令が一部改正され、4月1日より施行となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日付けで専決処分したものでございます。

主な改正内容は、報第7号、及び報第8号につきましては、「複合型サービス」の名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に改正すると共に、看護小規模多機能型

居宅介護事業所等の登録者数の上限を「25名」から「29名」に変更する等の改正でございます。

次に、報第9号につきましては、指定介護予防支援の具体的取扱方針に新たな規定の追加、及び文言整備等でございます。

以上、今期臨時会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 一夫君） ただいまの提案理由の説明に対し質疑を許します。

まず、報第3号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について、質疑ありませんか。9番、吉田容工議員。

○9番（吉田容工君） ふるさと応援基金を増額すると。この中身は、当初予算が700万円だったものが、その700万円を超えて250万円を増やしたら、平成26年度中に集まった寄附と一致するというところで上げられていると思います。

そこでちょっとお伺いしたいのは、寄附なのですけれども、この今回500万円寄附された方は、去年も1,000万円の寄附をされたと。心配なのは、その方が運営する会社が田原本町と契約をされていると。そこで寄附をされたから便宜を図っているということはないかなというところをちょっと聞きたいなと思いますので、それは何か説明できますでしょうか。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 今おっしゃったように、町の仕事をさせていただいておりますが、寄附とは全然別のものでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田容工議員。

○9番（吉田容工君） 便宜を図っていないということですね。

それで聞きますけれども、去年の12月から不燃ごみと粗大ごみは破砕機が潰れた関係もあって、この方の会社に委託しましたよね。これは随意契約という形でされています。随意契約には、田原本町契約規則というのがありまして、こういう手続きをしましょうと、こういう場合できますよというのが書いてありますよね。そこで、なぜここと随意契約をされたのかということをお伺いしたい。随意契約の場合、手続きはこうなさいと書いてあるわけですね。「あらかじめ契約の発注見通しを公表すること」「契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、

契約の相手方とした理由、その他契約の締結状況について公表すること」ということが、田原本町契約規則に書いてあるのですね。そのあたりの手続きは、ちゃんと踏まえられたのかということを知りたいのですけれども。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 随契につきましては、粗大ごみ等の緊急を要するものでございましたので、1日たりとも怠ることができませんので随意契約をしたという経緯でございます。

あと随契についての公表につきましては、すみません、ちょっと把握をしておりません。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ですから12月1日の契約に当たっては、随契をしたけれども、見積もりは取っていないと。公表もしていないということですね。それは確認させていただいて。

そうしたら今年度も始められましたよね、平成27年度。平成27年度は新しい契約をされたかなと思いますけれども、そのときの手続きというのはどうされたのですか。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） ただいまの質問ですが、所管が違いますので、ちょっとお答えはできません。（「それなら所管の人が来てくださいよ。そのための臨時議会ですから」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 暫時休憩させていただきます。

午前10時14分 休憩

---

午前10時20分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

それでは、先ほどに引き続き答弁を求めたいと思います。産業建設部長、森博康君。

内容は分かっていますか。（「前回の随意契約の件」と産業建設部長呼ぶ）

今回の。（「今回やった意味ですね」と産業建設部長呼ぶ）

説明を願います。

○産業建設部長（森 博康君） 前回、随意契約いたしました経緯につきましては、処理検討の交渉を進めておりましたが、いろいろと五條市とか、南部環境開発とか、いろいろと協議をいたしました。近隣の市町村からの良い返事がもらえないような状態になりまして、南部環境開発がその当時1トンの安価な単価の関係で南部環境開発と緊急を要した形のもので契約させていただきました。

今年度に関しましては、一般廃棄物の収集、運搬、処分の委託基準を満たす業者で、かつ正確にできます運搬時に清掃工場から近距離にあること、運搬コスト、処理費用の削減を目指して、本町で集積のある業者を選定いたしました経緯がございます。従来の業務の方針を考えまして、特殊性、経済性、合理性、緊急性を判断するような形の必要性により契約業者となる業者を決めまして、収集時間が午前・午後という形のもので分かれていますが、収集の関係により県内の事業所をいろいろ考えましたが、近隣にある南部環境開発と同様の随意契約をすることに至りました。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 質問の趣旨が若干ね、すべてご承知ないから分からないと思いますけれども、平成27年度について公表等、また相手の名称等を公表したかと、こういう質問がありましたので、その点をちょっと。

○産業建設部長（森 博康君） 随意契約に関しましては、現課に公表するような形のものをとってなければいけませんので、現課に求められれば公表するようなシステムになっております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、一応、田原本町契約規則というのがありまして、そこに随意契約というのがあると。随意契約の手続きは、先ほど緊急性があるという理由があると。その他の場合は、上限50万円以下の場合は随意契約ができますよということですよ。それが今回のそれがそれに当たっているのかなと。12月は緊急性がある。それは分かりますよね。4月1日からの分は、もう緊急性じゃないですよ。だから、それが随意契約の対象になるのかということと。

それと随意契約の手続きをした場合は、その契約規則では、「あらかじめ契約の発注見通しを公表すること」、それから「契約を締結した後において、契約の相手

方となった者の名称、契約の相手方とした理由、その他契約の締結状況について公表すること」というのが規則に決まっていると。それを踏まえていないのと違うかなというのを聞いているのです。特に随意契約をするに当たっては、できる場合でも相見積もりを取って、先ほど今発言されたように安いと、安価やという話をされているのだったら、相見積もりがなかったら、安いか、高いか分かりませんよね。ですから見積もりをとってこそ初めて安いか高いかが分かると。その点では、今年度の契約で、その手続きを踏まれたのかと。

もし踏まれていなかったら、これは私はそうは思いませんけども、寄附をもらっているから安易に契約されたのかなということになったのではいけないということ、寄附をもらっていても一般の契約規則や条例に基づいて手続きをしないといけないのと違うかなということ、問題提起しているわけです。だから、その点では去年寄附をもらって、今年もまた寄附をもらったと。たくさん入ってくるのはありがたい話だけど、もらったからといって手続きを簡素化したらいけないのと違うかなと指摘しているわけですから、その点では、どう対応されたのかと。

もし、それがそういう手続きをするべきものをしていなかったら、やっぱりそれはちゃんとするようにするというにしてもらわないといけないのと違うかなということですが、そこは実際には、今の話でしますと随意契約の手続きというのがあって、その手続きにのっってはやっておられない感じです。それだったら最低限、この業者が一番優れていますよという中身を公表していただいたほうが、それだったら、それは安心して任せられるなということになると思いますので、そういうことができないのかということの質問をしているので、今後どうされるのかと。平成27年度の契約は随意契約の手続きにちゃんとのっっているのかなという心配をしているわけです。そこをちょっとお願いします。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 随意契約に関しましては、随意契約のガイドラインというのが町でありまして、そのガイドラインにのっった形を考えれば、現課による公表はしないといけないという形になっておりますので、今現在、公表という手続きをとっておりませんので公表するような形のほうで努めさせていただきます。

それと業者の選定に関しまして、収集運搬に関しまして1日に2回ぐらいの搬入

を今現在行っておりまして、収集にかかる時間と、それを持っていく運搬する時間というものを考えていく中で、半日以内に1日大体2回、午前・午後、午前だったら午前だけの収集のときに2回搬入・搬出をしているという中で、午後もありますけれども、その時間帯の中で搬入・搬出の時間と、職員の勤務時間体制、交通の状況を考えまして、一応7キロ以内で、そういう事業所があるか、ないかというのを検討しまして、その中で一番近いところで費用も一番の安いところという形のもので、今回業者のほうを選定した経緯でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 要するに、基金として1,000万円とか500万円とか大きな、普通だったら考えられないようなお金をいただいているわけです。これはこれでありがたいのですけれども、もらっているからといって便宜的な取り扱いをしたらいけないですよということを指摘しているということです。だから、そういう条件も含めて、こういう条件で募集しましたと。ところが当てはまるのは、ここしかありませんでした。それはあり得るのですよ。あるのですけれども、ただ何も手続きをしないで、一応こっちの、町サイドだけで判断をしたらいけないのと違うかなという、議会サイドからのチェックをしてるだけの話ですよ。それはやはりね、お金をもらっていても、やっぱりそれはそれで、こういう条件で募集しますよと。それで応募されたい方はしてください。その中で選択しますよというのが、やっぱりしておいたら良いと。私は、この業者さんが悪いとか、良いとかと言っているのと違うわけで、真面目にやってくれていると思いますよ。それは安心できる業者だと思います。ただ、そういう疑いがかけられないような対応をして、契約を行ってほしいということで、それはできますか。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 今後、一般的に問題が生じないような形のものも、事後審査型一般競争入札等を踏まえた形で計画させていただきます。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） ちょっと今の問題ですけども、去年にその業者に、今名前も聞いていないからあれですけども、ちらちらと出ているから、そうだろうと思います。その業者に発注した金額と言うのかな、支払金額と言うのかな、トータルの

金額を教えてくださいませんか。

それと、それ以外の今話題になっている以外の、どう言うのか、契約金額ね。契約というか取引金額、その辺も教えてくださいませんか。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 契約金額に関しまして、私、今知っておる限りでは、1トン当たり3万1,240円の単価で処理していただいているという形で、トータル、今現在いくら払いましたかというのは、ちょっと今資料を持っておりませんので分かりません。（「ちょっとそれを教えてくださいませんか、後でも良いので」と小走議員呼ぶ）

はい。（「それと、それ以外があるはずだと思うので、それ以外の、どう言うか、取引の状況ね」と小走議員呼ぶ）（「今のは随契があるかという契約ですか。それ以外の契約というのは」と呼ぶ者あり）（「違う、違う。随契ではなしに……」と小走議員呼ぶ）（「この業者が、ほか契約しているのか」と呼ぶ者あり）（「うん、すべてのね。町との取引状況」と小走議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 当初、昨年12月に契約しましたときに、三重県の業者のほうに依頼しました。そのときには3万2,400円と、なおかつ運送費が2万5,000円はかかるという形のものでお聞きしております。県内に今現在3社ぐらいありますが、当初、私どもが計画しておりました、収集してそこから職場内へ戻ると、勤務時間内に戻るという時間を考えている中では、遠方にあるために、今回地域の周辺の業者さんのほうにお願いした経緯でございます。

その他の契約に関しましては、また後で報告させていただきます。すみません。

（「はい」と小走議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に報第4号、田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について、質疑ありませんか。4番、森議員。

○4番（森 良子君） この報第4号は大変何かややこしいなと思ったりして見ているのですが、分かりにくいので、分かりやすいように説明していただきたいと思

います。お願いできますか。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） それではお手元に資料をお配りいたしております。その資料の報第4号、ページ数で申し上げますと、2ページをごらんください。

まず主な改正内容でございますが、住宅ローン控除の期間延長で、適用期間を1年6カ月延長いたしまして、平成31年6月30日までとするものでございます。

それから、ふるさと納税の関係でございますが、特例控除額の拡充で、個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充をするものでございます。

それから手続きの簡素化ございまして、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設ございまして、確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先の団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限りまして、ふるさと納税を行う際に、ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附の控除を受けられる特例的な仕組みで、平成27年4月1日以降に行われるふるさと納税に適用するものでございます。

それから固定資産税の非課税措置等、課税標準の減額特例の追加、また固定資産税の3年に一度の評価替えに伴い、適用年度を平成24年度から平成26年度までとなっているものを平成27年度から平成29年度に修正するものです。

軽自動車税の見直しでは、二輪車、小型特殊に係る軽自動車税の引き上げ時期を1年延期して平成28年度からとするもの。それから軽自動車税のグリーン化特例の創設で、平成27年4月1日から平成28年3月31日に新車登録した一定の環境性能を有する軽四輪等について、軽自動車税を平成28年度分に限り軽減を行うもので、税率を75%軽減するのは電気自動車等、それから税率を50%軽減は、平成32年度燃費基準プラス20%達成車、それから税率を25%軽減いたしますものは、平成32年度燃費基準達成車が対象となるものでございます。

報第4号の概要につきましては、以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 4番、森議員。

○4番（森 良子君） ありがとうございます。



これが私はちょっと分かりづらいですが、平成28年度に限り軽減するという措置なのですね。それは国のほうが決めているのですか。

というのと、そのあとはどういうふうに変化していくのかということをお知らせください。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 今回の条例の改正につきましては、地方税法の改正に基づいて行うものでございまして、その軽自動車税の平成28年度に限りということでございますが、平成28年度のみ軽減措置でございます。ですので、それ以降、登録が平成27年4月から平成28年3月末までに登録されたものについて、平成28年度で減税を行うという平成28年度限りの減税の形でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一応、ここに書いていただいているのは、昨年6月の条例改正で行ったが、今回この改正を1年延期して平成28年度からするとなっているということは、平成27年の税金は平成26年と同じということですか。そういう認識でよろしいのですか。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 軽自動車税については、すみません、ちょっと申し漏れがございました。二輪車とか小型特殊にかかるものにつきましては、本来、平成27年から増税、値上げという形になっておりました。これを1年間先送りをするというのが、まず1つでございます。それから新たに軽自動車税のグリーン化特例というのが創設をされた。これが新しい制度でございまして、それが先ほどおっしゃったように、平成28年度限りの軽減の実施ということで、二輪車と、それから新たな軽自動車税のグリーン化にかかるものとの2つの制度がございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 確認ですけれども、普通の今乗っている単車とか、単車は、ですから1,000円のままなのですね。軽自動車税は今年から普通に今乗っているものは値上がりになるということよろしいのですか。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 二輪車、それから小型特殊につきましては、1年間の延

長でございます。四輪につきましては、延長というのはございません。

○議長（辻 一夫君） よろしいですか。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に報第5号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一応、提案理由の説明でも税条例と一緒に説明されたように思うのですが、この都市計画税について、詳しくちょっと説明してください。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 改正の趣旨につきましては、平成27年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が施行になるところについての改正でございます。お手元の資料の4ページをお願いいたします。

都市計画税の主な改正内容につきましては、都市計画税の課税標準の減額特例の追加、それから都市計画税の3年に一度の評価替えに伴い適用年度を固定資産税と同じく平成27年度から平成29年度までに行うもの、それから引用条文の項ずれの修正でございまして、固定資産税との連動でございしますので、内容はほぼ同じでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それで、都市計画税の課税標準の減額特例というのが具体的に何が増えたかというところですよ。農地の関係の課税かなという思いはしているのですけれども、具体的な説明をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず課税標準の減額特例でございますが、子ども・子育て支援事業が開始になりまして、子ども・子育て支援事業の開始に伴いまして、まず家庭的保育事業に係る家屋の税額を2分の1に減額する。それから居宅訪問型保育事業に係る家屋の税額を同じく2分の1に減額をする。それから企業といいますか、事業所内の保育所、事業内保育事業に係る、ここは定員が5人以下にかかります家屋の税額を2分の1にするというもの。それから生活困窮者の就労訓練事業に係る資産の税額を2分の1にするという、税額の2分の1の追加でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 最後に言われた就農、就農というのは、農業を始める人ということですか。（「就労」と呼ぶ者あり）

就労ですか。そうしたら、この都市計画税条例の中で、いろいろ書いていますけれども、市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例を付するとか出てきますよね。今の話はこれなのですか。これと該当するのですか。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） もう1つの資料がございまして、新旧対照表と同じところにお配りをしております資料をごらんいただきたいと思います。新旧対照表とは別に、報第5号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告の説明ということで、各々の条項、それから条文の説明、改正内容等を一覧表にまとめたものがございます。

そこで第2条につきましては、先ほど申し上げましたように、課税標準の減額特例で各々保育施設関係とか、生活困窮者の就労訓練事業に係るものでございます。それから附則の第4号につきましては、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画による公共施設の減額特例の追加という形でございます。

○議長（辻 一夫君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に報第6号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これは課税限度額を81万円から85万円に引き上げるというものだと思うのです。その影響というのは、どのぐらい出るのですか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 限度額の影響でございますが、76世帯、金額において225万円の影響が出ておるところでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） その影響は、今、国民健康保険税は資産割がなくなりましたので、所得はどのぐらいの人から影響があるのかと。今の76世帯の一番所得の低

い人たちはどんなものですか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 単身世帯で見えていきますと、給与収入において850万円の方からに該当することとなります。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一般論じゃなくて、田原本町で76世帯に影響があると。その76世帯の中で一番所得の低い人はいくらですかというところを聞いているので、一般論じゃなくて、具体的な田原本町の影響です。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 具体的な状況については、現在ちょっと資料を持っておらないところであります。（「資料を取り寄せてもらえますか。76世帯が出ているのですから、出ますでしょう」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長、850万円から上の人が影響があるという説明なのでしょう。（「はい」と住民福祉部長呼ぶ）

資料って何なの。どんな資料ですか。今言ったでしょう、数字。（「単身世帯の場合は850万円ですけども、家族がいると違いますよね。具体的に76世帯がこの値上げで影響が出るのだったら、どのぐらいの所得のある人が影響が出ているのかというのを教えてほしいと言っている。76世帯の名簿を出してきたら出てきますでしょう。出ないの」と吉田議員呼ぶ）

住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） この計測につきましては、総合的な全体の課税を行った上での数字でございますので、個々の世帯については計測はしておりません。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、影響というのは、具体的な収入、例えば平成26年度の所得が分からないけれども、平成25年度の所得に基づいてこれを課税した場合、どれだけ影響が出るかというのを調べるのが影響じゃないですか。平成25年度所得を基に、こういうふうに限度額を上げた場合はどれだけ影響が出るかと。76世帯しかないわけでしょう。具体的な話をしないと分からないじゃないですか。それは出していないの。出していないの。

例えば、その条件として一番どんな条件がありますの、この76世帯の中では、世帯数が一番多いのは何人ですか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） その点につきましても賦課システムにより全体に計測し、その限度額を上げた場合、下げた場合という形で計測しておりますので、具体的な数値としてはございません。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと聞きますけどね、この影響というのは、平成25年度の所得に基づいて計算しているのですか。それとも理論上の数字なのですか。どっちなのですか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 平成26年度の所得を基に……。 （「25年です」と吉田議員呼ぶ）

平成25年の収入等を基に、限度額を上げた形、元の形に基づいて全体の賦課をかけて計測しております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたらね、結果が出たら明細を出せますよね。出ますでしょうが、ヒットしたところを引っ張り出したら良いだけですよ。どういう世帯がヒットしているかと。76軒しかないのですから、いくらでも出せますよね。

計算していないじゃなくて、そこを追求していないだけでしょう、違うの。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 賦課システムにより総合的に全体として数字を出しておるところでございます。76軒といたしますのは、最終的に賦課限度額を上げた場合、下げた場合の総トータルの数字でございますので、個々の算出はいたしておりません。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それをなぜしていないのだと聞いているのです、私は。壊れたレコードみたいに何回も同じことを言ってはいけませんよ。なぜ76軒しかないの、そうしたらどういう人が当たっているのだと。

先ほど部長がおっしゃったでしょう。単身世帯だと850万円以上だと。ほかにどんな人がおられるかという、そういう住民の方への影響というのは気にならないのですか。そこが心配なのです。

国民健康保険というのは、その人の、まあ言ってみたら、被保険者の命に関わる問題ですよ。どんな影響が出るかということをやっぱり思いながら物事を進めていくというのが当たり前だと思います。しかも具体的な平成25年度の所得を基に、これをシステム上検索したのでしょうか。そうしたら76世帯で225万円税収が増えるという答えが出たと。76世帯というのは、どんな人だということに心を馳せてもらうのが部長の仕事と違うの。全然気にしていないということですか。それともやろうと思えばできるけれども、やっていないということによろしいか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 賦課限度額の影響額につきましては、全体の賦課システムにより計算しておるところでございますので……。 （「聞いた。それは何回も」と吉田議員呼ぶ）

答えさせていただいたとおりでございます。（「違います。そんなの聞いていないです。具体例に対して、部長はどう考えているのだと。捉まえる必要はないと、そう思っているのかと聞いているだけです。もう壊れたレコードは良いです」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 個々のデータについては、基本的に捕捉することは不可能であると考えておるところでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 捕捉不可能ってどういうことですか。できないの。そんなことないでしょう。いつも国保税を計算するときは、所得別、世帯別、一覧で出ていますよね。打ち出したら終わりですよ、あれを。何が捕捉できないのよ。

あのね、嘘をついたらいけません。やれることはやりなさいよ。していないことはしょうがないですよ。できることをできないなんていう答弁をしたらいけませんよ。捕捉できるのでしょうか。できるか、できないか、答弁ください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 例年、決算審査特別委員会、また予算審査特別委員会等でお示ししている資料の中に所得段階別の表はございます。あのデータ表におきましても、個々については見ることは不可能であると考えておりますが、所得の段階別での捕捉は可能かと考えます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 何もね、この家が影響が出るとか、そんなのは聞いていないわけです。その影響が出る世帯の一番低い所得はいくらかと聞いているわけです。だから今部長がおっしゃった数字で取れるのでしょうか。それを捕捉できないなんていう答弁をしたらいけませんよ。それはすぐに出ますか。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） それでは暫時休憩させていただきます。

午前10時54分 休憩

---

午前10時55分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 先ほどご質問いただきました、どのぐらいの所得の家族から限度額の上限を超えていくかということにつきましては、449万円の所得の家族において限度額の超過が発生している分が見られます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、ちょっといろいろ条件が違うので。最初はね、単身者の場合は給与収入とおっしゃったね、給与収入850万円以上と。で、今の場合は所得ですよ。449万円、収入じゃないですよ。だからそれを収入に変えたらいくらぐらいになりますか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 私、最初、給与収入850万円ということをおっしゃりました。それを所得に換算し直しますと645万円でございます。今、この表におきまして、449万円の所得ということでおっしゃりましたが、これは給与収入かどうかとも判明しないところでございますので、これの収入金額としては、ちょっと

正確なところは申し上げられないところでございますが、所得としては449万円、450万円になる。先ほど申し上げました給与収入におきましては、850万円ですと645万円が所得になるということでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 急に資料を出せと言われたから、なかなか難しいと思いますが、要するに部長は、さっき給与収入ということでは言明されて出されたでしょう。例えば449万円の所得が給与収入だったらどれだけですよという答弁をしてもらったら、それで済むだけの話です。だから、その点では分かりやすい説明をしていただくということが必要だと思いますので、それだけ要望しておきます。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に報第7号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それではですね、なかなか難しい。同じような名前が書いていますし、具体的に何がどう変わったのかということの説明していただきたいと思えます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） まず報第7号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましてでございます。

まず、この報第7号の表題に入っております「地域密着型サービス」という文言について、まず説明させていただきます。

高齢者が加速する中、増加が見込まれる認知症高齢者や中・重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度の改正により創設されたサービスでございます。これにつきましては、市町村が事業者の指定や監督を行います。また施設などが規模が小さいため、利用者のニーズにきめ細かく対応することができます。事業者は、所在する市町村に居住する者が利用可能ということの、まず地域密着型サービスについての事業者のこと



をちょっと補足していただきたいと思います。

報第7号におきましては、要介護認定を受けた方が、地域密着型サービス事業者を利用する場合の利用者の人員、または設備等について国の政令が変わりましたので、それにあわせて改正をさせていただいたものでございます。

改正の主なる点につきましては、もとより密着型サービスの中に「複合型サービス」という名称でサービスがありましたが、これが具体的な内容とするべく「看護小規模多機能型居宅介護」という名称に変わったこと。また、先ほど申しました小規模の居宅介護の施設の登録利用者の上限が25名から29名に変わったということが主なる変更でございます。あと、田原本町に存在しない密着型サービスもございますので、そのあたりも含めまして国の基準が変わりましたので改正したものでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 非常にアバウトな説明で、ですから私の説明になっていないと思うのですね。今回の改正の主なところは3つかなと。3つ、4つなのですけども。

1つは、定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能居宅介護サービスとか、こういうものはですね、これまでは外部評価機関がチェックをする必要があったと、それが廃止されたということですよ。これは田原本町の事業者に影響が出ますよね。

それと、もう1つが認知症グループホームが2ユニットまでだったのが、3ユニットにできると、27人まで預かれるということかな。これは影響が出ますよね。

それから小規模多機能型居宅介護、これはつどいになるのかどうか、ちょっと分かりませんが、登録定員は先ほど部長がおっしゃったように拡大しますけれども、29人までね。それと看護職員の配置緩和、看護職員の兼務を認める。私の理解では、道路を隔てて隣接する隣接施設間では兼務ができる。それから、あと管理者ですね。これも総合事業の訪問型サービスと通所型サービスとの兼務を認める。それから、総合事業と設備の供用を認める等ですね。夜間オペレーターの配置基準の緩和もありますけれども、これは直接うちは影響はないと思うのですけれども、

これが主な改正内容だと私は理解しているのです。それで間違いないですか。

それでこれがですね、直接今回の改正が田原本町の事業者にどれだけの影響が出るのか。どういう影響が出るのかというところの説明をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 現在、田原本町には介護サービス事業者は38軒ございます。そのうち今回の報第7号、報第8号も含めまして、地域密着型介護サービス事業所は4軒でございます。

先ほど議員お述べになりました認知症対応型の共同生活介護、つまりグループホームが3軒、そして小規模多機能型の居宅介護事業所が1軒になっております。今回の改正によりまして、先ほど申し上げましたグループホーム3軒につきましては、現在のところ、いわゆる1ユニット9人を上限に、その施設を組んでおるところでございます。それが3ユニット27人まで受け入れることが可能であるというふうに改正されたものでございますが、基本的には施設整備、人員確保等、施設にとっては収入増につながる観点よりも、その施設整備、また陣容の整いということを考えまして、この今既存の事業所がそれを実施するかどうかについては、まず事業者のその思いによると思います。影響があるのか、ないのかということは、実施すれば影響があるし、実施しなければ、そのままであると考えております。また、小規模多機能居宅介護、つどいにつきましても、これにつきましても現在25人の上限枠が29人に広げられるところでございますが、現在は22人の利用をしておられるところでございます。拡大するに当たりましては、これも人員の増強等々いろいろ必要でございますので、これにつきましても事業者の思いというものもございしますので、影響があるかどうかにつきましては、事業者次第でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なぜ、これを聞いているかと言ったら、なぜ専決しないといけないのかということを知っているわけですか。今の話だったら専決にする必要は全くないですね。田原本町にある4つの事業所が対象ですよ。この4つは、これに基づいて前向きに事業をかけたりの予定もありませんよ。それなら、なぜ専決しないといけないの。6月議会を出してきたら十分間に合うじゃないかと、そこを聞いているのだから、それを答えないと、これもされません、これもされませ

んだったら、なぜするのかとなりますよね。そこを説明してください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） この政令の改正につきましては、2月前にその形が見えたところでございます。田原本町におきまして、報第7号以降、報第8号、報第9号の条例整備等々を重ねておりまして、時間的な余裕というものを考慮して、4月1日からの施行となりますので専決処分をさせていただいたところでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 違います。4月1日施行がなぜ必要なのですかと聞いているのです。全然、田原本町は関係ないのでしょうか、事業所は。なぜ4月1日の施行が要るのですか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 政令自身の施行が4月1日をもって施行されると同時に、新規事業者、また旧来の事業者にとって、変更について……。新規事業者等の参入も考えた上、法令の施行にあわせて専決させていただいたものでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） もうちょっとうまいこと説明しないといけないですよ。あのね、もし私がこれをやるのだったら、私、一番最初に言いましたように、この改正の1番目は、外部評価機関のチェックが廃止されると、これは田原本町の4つの事業所に対しても影響が出ると。ですから早くしないといけないからしましたと、そのぐらいのことが言えないですか。これは影響が出るのでしょうか。出ないのですか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） ご理解していただいているとおりと考えております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それは影響が出るのでしょうか。そういう話をさせていただいたら分かりやすいのです。訳の分からない話をしてもらったら分かりませんので。

そこで聞きます。先ほど部長がおっしゃったように、これは1月16日に官報で公告されましたよね。1月16日です。1月16日でしたら、それはいろいろ県の

意向も聞かないといけないと思いますけども、3月議会に乘せられますよね。3月議会に乘せようと思ったら十分可能ですよね。なぜ3月議会に乘せなかったのかと。

税条例とかはね、3月31日施行というから、それは間に合わないと思いますよね。3月31日施行で4月1日に、もう次の日に専決しているわけですよ。ところが、この条例改正は1月16日に公告されていますよ。だから税条例の並びでいったら1月17日に改正できるということになるのかなと、私は思うのですけどもね。なぜそれがこんな議会にかけずに、先にやってしまってから報告されるのかと、それをちょっと教えてくださいよ。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（寺田元昭君） 税条例等は毎年12月に税制大綱、また改正大綱等が示され、その中で来年度は変更になる部分については、概ね明らかになり、法令等々の改正につきましても準備として早くできると考えておるところでございます。

今回、2月前に、この政令の改正が出されたことにより、本町が持っております条例等の整合性、また、その他条文の改正等について時間を要したものでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） このね、法律が……、法律じゃないわ、これは省令ですね。介護保険法施行規則等の一部改正の省令が1月16日に出された。この省令を出すまでに、議論はずっと積まれていますよね。そんなの12月に議論されてポツと出たのと違いますよね。ですから、この内容は去年から分かっているのですよ。決まっていなくても。そうしたら分かっている内容で準備しておくというのは、それが変わったら、またすぐ変えたら良いだけの話だから、できる話じゃないですか。税条例は、いつも決まっているからできる。こっちは違うのですと、それは全然理由になっていないですよ。そんな説明をされたらいけませんよ。こういう話は去年からずっと議論されているわけですよ。それが決まって、有識者会議の中で決まって、そして省令の改正で出たわけですよ。それが1月16日じゃないですか。そのときには、もう大体中身がこうなるというのは分かっているわけじゃないですか。ですから1月17日に対応しようと思ったらできる中身ですよ。私はね……。

(「決まってからしかできないのと違いますのか」と呼ぶ者あり)

はい? (「決まってからしかできないのでは……」と呼ぶ者あり)

決まったのが1月16日。(「えっ、2月23日に決まったと今聞いたら……」  
と呼ぶ者あり)

いやいや、官報に……。ちょっとすみません、議員が答えられているけれども、  
官報に載ったのは平成27年1月16日の官報に載ったのですよ。載ったのはね。

それで官報に載るということは、公布されたということですから。当然、町はその  
官報はチェックしているだろうと。特に介護保険の中身が変わりますよという情  
報は、言ってみたら関係省庁から来ておりますだろうし、インターネットを見ない  
といけないか分かりませんよ、そういうシステムになっていますよね。ですから、  
1月16日に官報に載せられたら、その時点で中身が分かっているという状況です  
よね。だからそのときに対応してもらったら3月議会に乗ったと。なぜ乗らなかつ  
たかといったら、これは、そのときは部長が、この部長と違うかったと。ですから、  
そのときの部長なのかなと思うけれども、その辺はやっぱね、必要なものは必要  
ですよ。必要です。ただ、後から遅くなってすみませんというて出してもらうより  
は、事前に議会に諮ってもらって、ぜひ通してほしいと堂々と出していただくほう  
が良いだろうと思うのですよ。

その点では、私は、この案件は3月議会に乗った案件だと思うのですけれども、  
例えば県から、まあ国からか県からか分かりませんが、これの素案というのが  
届いたのは、いつですか。

○議長(辻 一夫君) 総務部長。

○総務部長(持田尚顕君) 今のお話しもございましたので、3月まで私が所管して  
おりましたので、ちょっと経過だけご説明申し上げます。

確かに今の提案をさせていただいている分につきましては、厚生労働省令の改正  
の官報の登載が1月16日でございます。そういったことから議員お述べのように  
3月の議会に間に合うという可能性は否めません。ただ、ちょっとこれは言い訳に  
なるのか分からないのですが、その元々の条例改正を進めておりました。改正の分  
は確かに省令の改正というのを示されたのですが、今ちょっとお述べになったよう  
に、準則的なもの、標準例で示されて、まだそのタイミングではなかったのが1つ

です。

これをちょっと申し上げることは、お叱りを受けるかも知りませんが、3月議会の開会の時期もございまして、まずは先に3月議会で提案をさせていただいた内容を、まずは提案をさせていただいて、あと例えば人数が変わるとか、そういうものは割と簡単に盛り込むことはできるのですが、それ以外の表現、今これだけの表現がございまして、内部的に申し上げますと、やっぱり法令執務をより細かくやりたいという時間的な制約といいますか、そういう時間をちょうだいをいたしたというところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これは最後に質問しますけども。そういうときは大体ね、もう改正が見込まれるよというときは、常任委員会でそういう改正がされますので、ただ、条例の整備ができないので専決にさせてもらいたいと、普通それは説明しますよね。それはされましたか。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず申し上げたかどうかは、専決処分をさせていただきたいという旨はご報告を委員会ではさせていただいております。ただ、個別の内容まで、ちょっとこの人数の関係については……。 （「そんなのありましたか、委員長」と吉田議員呼ぶ）

私、多分そこに行っていましたので、申し訳ございませんが、申し上げた記憶がございまして。よろしくお願ひいたします。 （「以上です」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に報第8号、田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に報第9号、田原本町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） それから先刻、報第3号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告の質疑の中で、小走議員から質疑があつて回答されていない契約等の問題について説明願えますか。産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 先ほど議員のほうからご質問がありました件です。

昨年の緊急の関係でやりました一般廃棄物の処理業務委託料に関しましては、契約金額が423万2,394円でございます。搬入量に関しましては、135.47トンで、契約業者に関しましては南部環境開発と行っておりました。

よろしく願いいたします。（「それと、それ以外のやつ」と小走議員呼ぶ）  
すみません、それ以外のやつは、ちょっと今用意しておりません。（「後でも」と小走議員呼ぶ）

はい。

○議長（辻 一夫君） それをお願いいたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより報第3号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、報第4号、田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報

告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、報第5号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、報第6号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、報第7号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、報第8号、田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。



続きまして、報第9号、田原本町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました議案は議了いたしました。よって、これをもちまして閉会といたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の折、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。また、町長始め理事者各位には今年度も町政発展にご精励賜りますことをお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のあいさつといたしたいと思いますが、先ほども議会運営委員会委員長からのご意見もございましたように、今後の議会対応につきましては十分な資料の用意をお願い申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

---

#### 町 長 閉 会 挨 拶

○議長（辻 一夫君） それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成27年田原本町議会第1回臨時会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用にもかかわらず、ご出席いただきまして、本臨時会に上程になりました議案につきまして、円滑にご審議を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。今後とも議長を始め議員各位におかれまし

ては、町政進展のため、格段のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、新年度にかけて公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、ご健康に十分ご留意いただきますようお願い申し上げまして、臨時会閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） それではこれにて閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 辻 一 夫

田原本町議会議員 森 井 基 容

田原本町議会議員 安 田 喜代一

田原本町議会議員 森 良 子